

## 長野県北部地震に係る現状と栄村復興支援方針について

### 1 現 状（主なもの）

#### (1) 避難者の状況（6/1 現在）

避難者数 1人（栄村役場 1人、北野天満温泉 0人）

#### (2) 住宅の被災状況（5/25 現在）

全 壊	半 壊	一部損壊
3 3 棟	1 6 9 棟	4 6 4 棟

#### (3) 応急仮設住宅

- ・当初建設分 40 戸（栄村農村広場 35 戸、北野天満温泉 5 戸）  
4/14 着工、6/1 入居予定（4/11 知事専決により予算化 224,926 千円）  
北野天満温泉 5 戸は、5/14 から順次入居  
栄村農村広場 35 戸は、5/29 から順次入居
- ・追加建設分 15 戸（栄村農村広場 15 戸）  
5/16 着工、6/30 入居予定（4/28 知事専決により予算化 76,630 千円）

#### (4) ライフライン

##### 水道施設

応急工事により、全戸給水可能（4/15）（栄村）

##### 生活排水処理施設

- ・農業集落排水施設（栄村 森中条地区）～ 応急工事により全戸復旧（4/20）
  - ・浄化槽（栄村） 設置基数 392 基のうち 36 基が使用不能。仮設トイレで対応
  - ・簡易排水施設（野沢温泉村 明石地区）～ 汚水処理施設被災。仮設トイレで対応
- 電 気  
地震発生に伴う停電、計画停電発生（3/12 復旧）（飯山市、野沢温泉村、栄村の各一部）

#### (5) インフラ

##### 道路

- ・規制解除  
国道 117 号〔野沢温泉村 市川橋～新潟県境〕【大型車は通行止め】  
県道 秋山郷森宮野原(停)線〔栄村 極野～国道 117 号交点〕  
県道 長瀬横倉(停)線〔栄村 秋山郷森宮野原(停)線交点～横倉駅〕
- ・規制箇所  
県道 箕作飯山線〔栄村 境川橋～国道 117 号交点〕  
県道 箕作飯山線〔栄村 国道 117 号交点～百合居橋左岸〕  
県道 長瀬横倉(停)線〔栄村 長瀬橋～秋山郷森宮野原(停)線交点〕

J R 飯山線

4 / 29 運転再開

中条川土石流対策

応急対策として土石流センサー、導流堤等を設置（栄村）

急傾斜地崩壊防止危険区域対策

伸縮計、警報機を設置（栄村平滝地区）

(6) 農業用施設（農地、水路等）

- ・ 現在、被害状況を実施中。〔県も協力し栄村が実施〕  
（高標高地については、雪解け後の6月上旬以降に調査実施見込み）
- ・ 今年の作付けに間に合わせるため、村で応急対策を行う。
- ・ 復旧に向け、県と国で調整中。

## 2 栄村復興支援方針

〔別添〕

平成 23 年（2011 年）4 月 15 日

（今回改訂：平成 23 年（2011 年）5 月 25 日  
1 次改訂：平成 23 年（2011 年）5 月 9 日）

## 栄村の復旧・復興に向けて

### ～ 復興支援方針 ～

長 野 県

#### 1 基本的な考え方

長野県は、長野県北部地震により被災された栄村の住民の皆様が引き続き「ふるさと栄村」に安心して住み続けられるよう、関係機関と連携して最大限の支援を行います。

住民の生活再建と被災地の復旧・復興に向けた取組の実施に当たっては、栄村と十分相談し、村の特性（激甚災害指定地域、過疎地域、特別豪雪地帯など）を踏まえつつ、村と共創・協働の下に進めます。

また、国の優遇措置の活用を図るとともに、東日本大震災による被災地の復旧・復興を迅速に進めるための支援制度と同等の措置が栄村に対しても講じられるよう、引き続き国に強く要請していきます。

今後、積雪等により全容がつかめなかった農地や道路等の被災状況を早期に把握し、これまで取り組んできた応急的な対応に加え、栄村の復旧・復興に向けた本格的な取組を迅速かつ着実に進めていきます。

#### 2 総合的な対策の推進

- ・ 「長野県北部地震 栄村生活再建支援本部」を中心として、各部局が全面的に支援します。（設置：4 月 1 日 本部長：北信地方事務所長）
- ・ 県職員の派遣や相談窓口の設置により、きめ細かな支援を引き続き実施します。

被災（3 月 12 日）直後から、各部局において様々な応援を実施中

- ・ 家屋、土木施設等の被災状況の確認支援
- ・ 保健師等の派遣による保健福祉相談の実施
- ・ 近隣市町村と県との合同チームによる被害認定業務支援
- ・ がれき等の片付け支援 等

- ・ 「東日本大震災支援県民本部」を設置し、官民協働で、被災者・被災地のニーズと県民の応援意欲・活動をつなげます。（4 月 20 日 県庁西庁舎に設置）

### 3 支援メニュー（10分野 44項目）

→ 詳細（支援内容、問合せ先等）は別表「復興支援メニューの概要」を参照

※5月25日現在のものであり、国の動向等により変動する場合があります。

#### (1) 住まい

- ① 村役場内に設置した専用窓口で、引き続き住宅に係る総合相談を実施します。  
(3月18日から実施) [住宅課]
- ② 当面の住まいを確保するため、応急仮設住宅の建設を早期に進めるほか、引き続き、県営住宅や職員宿舎等を提供します。 [建築指導課、住宅課ほか]

##### 《応急仮設住宅の建設》

当初建設分 40 戸（栄村農村広場 35 戸、北野天満温泉 5 戸）

追加建設分 15 戸（栄村農村広場 15 戸）

入居期間：原則 2 年間 家賃：無料

※当初建設分 4 月 14 日に着工

（北野天満温泉 5 戸は 5 月 14 日から順次入居）

（栄村農村広場 35 戸は 5 月 29 日から順次入居）

所要額（224,926 千円）を 4 月 11 日付けで知事専決により予算化

※追加建設分 5 月 16 日に着工し、6 月 30 日入居予定

所要額（76,630 千円）を 4 月 28 日付けで知事専決により予算化

※地域コミュニティの維持、バリアフリー等に配慮

※入居申込みの受付は、4 月 20 日から 27 日に村が実施

##### 《県営住宅、職員宿舎等の提供》

入居期間：最長 1 年間 家賃：無料

- ③ 個人住宅の建替・補修に当たっては、被災建物等災害廃棄物の除却・処理等も含め、被災者生活再建支援制度の活用と国・県補助金との最適な組合せにより、個人負担を軽減します。 [危機管理防災課、廃棄物対策課、住宅課ほか]

##### 《被災建物の解体・撤去》

対象：被害認定調査（り災証明）により「半壊」以上と認定された建物

費用：村が全額負担（国の財政支援の活用等を検討）

##### 《災害廃棄物の収集・運搬・処分》

対象：「半壊」以上と認定された建物に係る収集・運搬・処分

「一部損壊」と 「 」 処分

費用：村が全額負担（国の財政支援の活用等を検討）

##### 《建替・補修に係る経済的支援》

・被災者生活再建支援金（大規模半壊以上の世帯に最高 300 万円を支給）

・災害復興住宅融資（住宅金融支援機構による融資 年利：1.87% 償還：25 年）

・災害復興住宅建設等補助（村内に建設する場合、年利 1.0%（通常 1.5%）を超える分を県が利子補給）

・災害救助法による応急修理（村が実施する場合、1 世帯上限 52 万円を県が補助）

- ④ 村営住宅の建設について、高齢者の状況等も考慮し、最善の方策を村と一緒に検討します。 [住宅課]

## (2) ライフライン

### ① 水道施設の早期復旧を支援します。 [水大気環境課]

4月15日に村による応急工事により仮復旧完了（全戸給水可能）  
被災状況を把握し、早期復旧に向け国と調整

### ② 生活排水処理施設の早期復旧を支援します。 [生活排水課]

《農業集落排水施設》4月20日に応急工事完了  
《浄化槽》4月4日～5月11日に災害復旧事業(国庫補助)実施のため詳細調査実施

## (3) 生活資金

### ① 村や社会福祉協議会を通じて、義援金や災害見舞金を支給するほか、災害援護資金や生活福祉資金の貸付けを行います。 [危機管理防災課、地域福祉課]

- ・義援金（日赤に寄せられた義援金を村を通じて被災世帯に配分）
- ・災害見舞金（半壊の世帯に10万円を県が支給）
- ・災害援護資金（最高350万円を無利子貸付）
- ・生活福祉資金（緊急小口資金として10万円を無利子貸付（社協））

### ② 収入の状況に応じて生活保護費等を支給します。 [地域福祉課]

### ③ 納税者の申請に基づき、被災の状況に応じて、県税の減免、申告・納税期限の延長、徴収猶予を行います。 [税務課]

《県税の減免》  
自動車税（※軽自動車は村）、自動車取得税、個人事業税、不動産取得税

### ④ 被災者を支援するために設けられた税制上の特例措置は、長野県北部地震で被害を受けた方々にも適用されます。 [税務課]

《特例措置の例》  
・住宅や家財等の損失に係る所得税・住民税の雑損控除の特例措置  
・災害により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例措置  
・災害により損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税の非課税措置 等

### ⑤ 県営水道料金を減免します。 [企業局]

県営水道給水区域の県営住宅等に居住する被災者の水道料金を全額免除

## (4) 雇用

### ① 緊急雇用創出基金を最大限活用し、雇用を確保します。 [労働雇用課ほか]

- ・震災対応事業の追加、雇用期間の延長等により村内の被災者を優先雇用

- ② ハローワークと連携し、求人・求職情報の共有等により就労を支援します。  
〔労働雇用課〕
- ③ 離職者等に対する職業訓練の受講支援を行います。  
〔人材育成課〕

(5) 保健・福祉

- ① 保健師の巡回による健康相談を引き続き実施します。  
〔医療推進課〕
- ② 「こころの健康相談電話」(精神保健福祉センター)による相談を引き続き実施します。  
〔健康長寿課〕
- ③ 心のケアが必要な被災児童に対する相談を中央児童相談所が随時実施します。  
〔こども・家庭課〕
- ④ 高齢者総合福祉センター、特別養護老人ホーム「フランセーズ悠さかえ」の早期復旧を支援します。  
〔介護支援室〕

国庫補助について国と協議中

- ⑤ 北信保育園の早期復旧を支援します。  
〔こども・家庭課〕

国庫補助について国と協議中

(6) 生活安全 〔警察本部〕

- ① 堺駐在所、水内駐在所を早期に復旧します。  
地域安全センターの機能は維持しつつ、秋を目途に完全復旧
- ② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為等の取締りを引き続き実施します。
- ③ 運転免許証等の更新手続き(有効期限)を延長します。

(7) 教育

- ① 栄小学校、栄中学校の早期復旧を支援します。  
〔義務教育課〕  
学校施設、教職員住宅の早期復旧に向け国と調整
- ② 被災児童・生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーが学校を訪問します。  
〔心の支援室〕  
4月15日からスクールカウンセラーが栄村内の小学校、栄中学校を訪問
- ③ 社会教育施設の早期復旧を支援します。  
〔文化財・生涯学習課、スポーツ課〕  
栄村文化会館・公民館、栄村農村広場(多目的グラウンド)の早期復旧に向け国と調整
- ④ 被災した県宝「阿部家住宅」の修理方策等について、村と一緒に検討します。  
〔文化財・生涯学習課〕

## (8) 産業

### (共通)

- ① 被災状況に応じ、事業再開に向けた技術指導、経営相談、運転資金の融資など、産業分野ごとにきめ細かな対応を行います。〔商工労働部、農政部、林務部ほか〕

#### 《中小企業への運転資金の融資》

3月28日 経営健全化支援資金（災害対策）の貸付利率を引下げ  
△0.5%（1.8%→1.3%）

5月23日 東日本大震災復興支援資金を創設

- ・貸付限度額 設備：3,000万円、運転：5,000万円
- ・貸付利率 年1.5%
- ・貸付期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）  
運転：8年以内（うち据置2年以内）
- ・信用保証料 県と市町村補助により自己負担なし

### (農業)

- ② 営農の継続に向け支援します。〔農政部、信州の木振興課ほか〕

- ・今後の作付けなど経営相談に随時対応
- ・経営安定のための制度資金の活用支援
- ・きのこや畜産などの生産施設の早期復旧を支援
- ・都市圏での村産農林産物の販売支援

- ③ 農業用施設（農地、水路等）の被災状況を調査し、早期復旧を支援します。

〔農地整備課〕

雪解けとともに被災状況を調査中。応急対策を検討するとともに、早期復旧に向け国と調整

### (林業)

- ④ 林道の被災状況調査、早期復旧を支援します。〔信州の木振興課〕

雪解けとともに被災状況を調査中。早期復旧に向け国と調整

- ⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保を支援します。〔県産材利用推進室〕

住宅建設や土木工事に必要な木材を県有林等から供給。5月末までに合板2,000枚を供給済み

(商工業)

- ⑥ 駅前商店街の再興に向けた制度資金の貸付けを行います。 [経営支援課]

経営健全化支援資金の貸付

年利：1.3%（災害対策）または1.8%（特別経営安定対策）

東日本大震災復興支援資金を創設

- ・貸付限度額 設備：3,000万円、運転：5,000万円
- ・貸付利率 年1.5%
- ・貸付期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）  
運転：8年以内（うち据置2年以内）
- ・信用保証料 県と市町村補助により自己負担なし

(観光)

- ⑦ 村とタイアップして積極的に誘客宣伝を行います。 [観光振興課]

都市圏等で村と県と一緒に観光PR

(9) インフラ等

- ① 国道117号（野沢温泉村市川橋～新潟県境）を早期に復旧します。 [道路管理課]

栄大橋、北沢橋など緊急性が高い箇所については、本格復旧工事を先行実施

- ② 県道（一）長瀬横倉（停）線（長瀬橋～秋山郷森宮野原（停）線交点）ほか1路線を早期に復旧します。 [道路管理課]

スクールバス運行が可能となるよう、応急工事、安全対策を4月12日までに実施済みであり、貝廻坂については仮工事により4月30日に通行止め解除

- ③ 道路標識等の交通安全施設を早期に復旧します。 [警察本部]

信号機2基、道路標識13基等について、災害復旧事業として国と協議中

- ④ 急傾斜地崩壊危険区域（平滝地区）の被災斜面を早期に復旧します。 [砂防課]

応急対策（伸縮計、警報装置の設置等）実施済み。5月上旬に復旧工事一部着手

- ⑤ JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保をJRに要望しました。

[交通政策課]

4月29日運転再開

- ⑥ 中条川土石流対策を早期に進めます。 [森林づくり推進課、砂防課]

《応急対策》上中流部に土石流センサー、応急導流堤等を設置（4月5日完了）

《恒久対策》[上中流部] 治山事業（谷止工、導流堤等）12月完成予定

[下流部] 砂防事業 平成23年度事業着手、平成24年度完成予定



⑦ 雪解け後に発生が懸念される地すべり等土砂災害対策を推進します。

〔森林づくり推進課、砂防課〕

応急対策（伸縮計、大型土嚢の設置等）実施済。恒久対策について現地調査を踏まえ検討中

5月10日と16日に土砂災害危険個所の点検を実施し、斜面や道路のひび割れ等が発見された6か所について観測を実施中

⑧ 被災集会所等について県産材を活用した建設を支援します。〔県産材利用推進室〕

国庫補助制度の活用を検討

(10) 村の財政負担の軽減

① 普通交付税の繰上げ交付について情報提供するとともに、特別交付税の拡充・特例交付等を引き続き国に要請します。〔市町村課〕

《普通交付税の繰上げ交付（4月4日）》

- ・4月4日 4月分（416百万円）の交付にあわせ、6月分の3割（124百万円）を繰上げ交付

《特別交付税の拡充・特例交付》

- ・4月上旬に国に要請
- ・国において、算定対象経費の拡充や災害に係る交付（通常は12月、3月）の前倒しを検討中
- ・国の第1次補正予算で1,200億円増額（5月2日予算成立）

② 村の実施事業について、より有利な補助制度や起債の活用を助言します。

〔市町村課ほか〕

国庫補助率の嵩上げなど国の財政措置について、村に情報提供と助言

【参考】

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

（平成23年5月2日施行）

《特別の財政援助（24項目）》

・激甚法の対象とならない公共土木施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助  
《被災者等に対する特別の助成措置（116項目）》

- ・社会保険料、医療費窓口負担等の免除
- ・被災した中小企業者に対する金融支援 等

《地方債の特例》

- ・地方税等の減免等による減収補てんのための地方債を措置

③ 「東日本大震災復興宝くじ」を発売します。

〔財政課〕

発売期間：7月30日～8月9日 発売額：300億円（1枚200円）

※収益金の一部（3,000万円程度）が栄村に配分される見込み

## 4 今後の取組

栄村の自主性と将来ビジョンを尊重しつつ、復興・再建に向けた支援を積極的に行っていきます。

# 復興支援メニューの概要

平成23年4月15日 策 定

平成23年5月 9日 1次改訂

平成23年5月25日 今回改訂



# 目 次

## (1) 「住まい」に関する支援の内容

- ① 総合相談の実施 . . . . . 1
- ② 応急仮設住宅の建設 . . . . . 1  
県及び市町村等の公営住宅や長野県職員宿舎の提供 . . . . . 1
- ③ 災害救助法に基づく応急修理 . . . . . 2  
被災者生活再建支援制度 . . . . . 2  
災害廃棄物の処理に対する支援 . . . . . 2
- ④ 災害公営住宅の建設 . . . . . 3

## (2) 「ライフライン」に関する支援の内容

- ① 水道施設の復旧 . . . . . 3
- ② 生活排水処理施設の復旧 . . . . . 3

## (3) 「生活資金」に関する支援の内容

- ① 義援金 . . . . . 3  
災害見舞金（県単） . . . . . 3  
災害援護資金の貸付 . . . . . 4  
生活福祉資金の貸付 . . . . . 4
- ② 生活保護費等の支給 . . . . . 4
- ③ 県税の減免 . . . . . 5  
県税の申告等の期限の延長・徴収猶予 . . . . . 5
- ④ 税制改正に係る特例措置 . . . . . 5
- ⑤ 県営水道料金の減免 . . . . . 5

## (4) 「雇用」に関する支援の内容

- ① 雇用基金の活用による雇用確保 . . . . . 6
- ② ハローワークと連携した就労支援 . . . . . 6
- ③ 職業訓練の受講支援 . . . . . 7

## (5) 「保健・福祉」に関する支援の内容

- ① 健康相談 . . . . . 7
- ② こころの健康相談 . . . . . 7
- ③ 児童のこころのケア . . . . . 7
- ④ 高齢福祉施設の災害復旧 . . . . . 8
- ⑤ 保育所施設の災害復旧 . . . . . 8

(6) 「生活安全」に関する支援の内容	
① 堺駐在所、水内駐在所の早期復旧	8
② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為の取り締まり	9
③ 運転免許証等の更新手続きの延長	9
(7) 「教育」に関する支援の内容	
① 栄小中学校の早期復旧への支援	9
② スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケア	10
③ 社会教育施設の早期復旧への支援	10
④ 被災した文化財に対する支援	10
(8) 「産業」に関する支援の内容	
① 事業再開に向けた運転資金等の融資	10
② 経営継続への支援	11
農林産物の販売支援	12
③ 農業用施設の被災状況調査、早期復旧支援	12
④ 林道施設の早期復旧	12
⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保支援	13
⑥ 駅前商店街向け制度資金の貸付	13
⑦ 村とのタイアップによる積極的な誘客活動	14
(9) 「インフラ等」に関する支援の内容	
① 国道 117 号の早期復旧	14
② 県道長瀬横倉（停）線ほか 1 路線の早期復旧	14
③ 道路標識等の交通安全施設の早期復旧	14
④ 急傾斜地崩壊防止地区（平滝地区）の被災斜面の早期復旧	15
⑤ JR 飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保を JR に要望	15
⑥ 中条川土石流対策の早期推進	15
⑦ 雪解け後に発生が懸念される地すべり等土砂災害対策の推進	15
⑧ 被災した集会所への県産材を活用した建設支援	16
(10) 「村の財政負担」に関する支援内容	
① 普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税の拡充・特例交付	16
② 村の実施事業について、有利な補助制度や起債の活用を助言	16
③ 東日本大震災復興宝くじの発売	17

(1)「住まい」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 総合相談の実施	<p>○支援の概要 住宅の確保に困窮する被災者の相談窓口として、県が常設の「住宅総合相談窓口」を設置</p> <p>○実施時期 3月18日から当面の間</p> <p>○設置場所 栄村役場内</p> <p>○相談内容 公営住宅等への入居、各種助成制度、家屋修繕等に係る技術的な相談など</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339</p> </div>	建設部 (住宅課)
② 応急仮設住宅の建設	<p>○支援の概要 当面の住まい確保のため応急仮設住宅を早期に建設する</p> <p>○実施時期 4月14日着工分 ⇒ 北野天満温泉5戸は5月31日竣工 ⇒ 5月14日から順次入居 栄村農村広場35戸は5月27日竣工 ⇒ 5月29日から順次入居 5月16日着工分 ⇒ 6月29日竣工予定 ⇒ 6月30日入居予定</p> <p>○入居条件 <b>全壊等の被害を受けた被災者、家賃は無料</b></p> <p>○個所名、個所数 ■建設戸数等 ・当初建設分 40戸(1DK:7戸、2DK:24戸、3K:9戸) 栄村農村広場35戸、北野天満温泉5戸 ・追加建設分 15戸(1DK:10戸、2DK:5戸) 栄村農村広場</p> <p>○設置にあたって配慮した点 ・設置場所、形態等については、地域コミュニティが保てるよう配慮 ・高齢者の入居が見込まれるため、バリアフリー等の配慮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部建築指導課 TEL:026-235-7331</p> </div>	建設部 (建築指導課)
② 県及び市町村等の公営住宅や県職員宿舎の提供	<p>○支援の概要 住宅の確保に困窮する被災者に対して、<b>当面の住まい確保のため、「県営住宅」、「市町村営住宅」、「県職員宿舎」等を提供</b></p> <p>○実施時期 3月18日から随時受付中</p> <p>○入居条件 ・<b>貸付料は無料</b> ・<b>貸付期間は原則として1年</b> ・<b>駐車場は1戸に1台</b> ・<b>村長が発行したり災証明書の提出が必要</b> ・照明器具、ガステーブル等については入居者が設置 ・電気・ガス・水道・共益費等については入居者が負担</p> <p>○入居戸数 26戸、提供可能戸数 118戸 (5/25現在)</p> <p>【県営住宅】:27戸 ・須坂市 4戸、長野市 15戸、千曲市 2、坂城町 4戸、山ノ内町 2戸</p> <p>【市町村営住宅】:19戸 ・中野市 14戸、飯山市 1戸、須坂市 2戸、信濃町 2戸</p> <p>【県職員宿舎】(教員宿舎も含む):57戸 ・中野市 9戸、飯山市 3戸、須坂市 5戸、長野市 40戸</p> <p>【その他公営住宅】(長野県住宅供給公社、雇用促進住宅):16戸</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7337</p> </div>	総務部 (職員課)  建設部 (住宅課)  教育委員会 (保健厚生課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
③ 災害救助法に基づく応急修理	<p>○支援の概要 村が半壊等の<b>住宅を応急的に修理する費用について県が負担する</b></p> <p>○県負担額 <b>上限1世帯当たり52万円</b></p> <p>○申請先 栄村役場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p> </div>	危機管理部 (危機管理 防災課)
③ 被災者生活再建支援制度  (詳細は別紙1参照)	<p>○支援の概要 住宅が全壊等した方などを対象に<b>住宅、生活再建を支援するため支援金を支給</b></p> <p>○支援金の概要</p> <p>■支援金には「基礎額」と「加算額」があります(最高300万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎額…<b>全壊100万円、大規模半壊50万円(倒壊防止等のためやむを得ず解体の場合は100万円)</b> (災害のあった日から13ヶ月以内に申請要)</li> <li>・加算額…<b>建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借は50万円</b> (災害のあった日から37ヶ月以内に申請要)</li> </ul> <p>※単身世帯は上記金額の4分の3</p> <p>○申請先 栄村役場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p> </div>	
③ 個人住宅の修復・再建に当たっての個人負担の軽減  (詳細は別紙1参照)	<p>○支援の概要 <b>住宅の再建に向けた、住宅金融支援機構等から、住宅の建設、購入の借入れを行った場合、県が利子の一部を補助</b></p> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>災害復興住宅融資には、村の「り災証明」が必要</b></li> <li>・<b>年利1.0%(※)を超える金利負担の10年分を県が補助</b> ※村外に建設する場合は1.5%</li> </ul> <p>○補助金額・補助件数 補助金額は、それぞれの融資金額により異なる また、補助件数、「り災証明」等の内容により異なる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7339</p> </div>	建設部 (住宅課)
③ 災害廃棄物の処理に対する支援	<p>○支援の概要</p> <p>■被災建物の解体に係る費用への支援 栄村が実施する被災建物(り災証明により半壊以上とされた建物)の解体費用について国の財政支援の活用等を検討</p> <p>■災害廃棄物処理に係る費用への支援 災害による倒壊家屋、倒木、住宅内の被災物品などの廃棄物の収集、運搬、処分について、<b>村で実施する災害等廃棄物処理事業に係る費用について、国の財政支援の活用等を検討</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部廃棄物対策課 TEL:026-235-7187</p> </div>	環境部 (廃棄物 対策課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 災害公営住宅の建設	<p>○支援の概要</p> <p>住宅確保が困難な住民の意向や集落のコミュニティ維持、高齢者の状況等を踏まえ、村営住宅の建設・設置について、補助制度の活用、建設規模や立地条件、技術的な支援など、村と一緒に検討</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁建設部住宅課 TEL:026-235-7340</p>	建設部 (住宅課)

## (2)「ライフライン」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 水道施設の復旧	<p>○支援の概要</p> <p>災害復旧事業の国庫補助の採択に向けて、村と一緒に国と協議</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部水大気環境課 TEL:026-235-7168</p>	環境部 (水大気環境課)
② 生活排水処理施設の復旧	<p>○支援の概要</p> <p>■農業集落排水施設の復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月14日～29日 被害状況調査</li> <li>・4月 6日～12日 災害復旧事業実施のための詳細調査</li> <li>・4月13日～20日 応急工事の実施</li> </ul> <p>○対象</p> <p>村が農業集落排水事業(H9～13)で整備した農業集落排水施設管路</p> <p>■浄化槽の復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月21日～ 被害状況調査(当面の使用の可否を判断)</li> <li>・4月 4日～5月11日 災害復旧事業実施のための詳細調査</li> </ul> <p>○支援対象</p> <p>村が設置した浄化槽</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁環境部生活排水課 TEL:026-235-7299</p>	環境部 (生活排水課)

## (3)「生活資金」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 義援金	<p>○支援の概要</p> <p>日本赤十字社等に寄せられた義援金を長野県配分委員会を通じて村へ配分し、被災程度により、<b>村から被災世帯へ配分</b>(1次分として、全壊:35万円/戸 半壊:18万円/戸)</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	危機管理部 (危機管理防災課)
① 災害見舞金(県単)	<p>○支援の概要</p> <p>被災者生活再建制度((1)③)の対象とならない半壊世帯を対象に、<b>1世帯当たり10万円の災害見舞金を支給</b></p> <p>○手続き等</p> <p>村の作成する書類により、県が決定し、地方事務所が直接被災者へ支給</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p>	



支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 災害援護資金	<p>○支援の概要 村が、被災者に当面の<b>生活資金を貸し付ける場合に、その資金を県が貸付</b></p> <p>○災害援護資金制度</p> <p>■一定所得額以下の世帯について、村が住宅の被害程度に応じて、最高350万円までを貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>全壊 限度額250万円(全体減失350万円)</b></li> <li>・<b>大規模半壊または半壊 限度額170万円</b></li> </ul> <p>○利子等 基本的に無利子</p> <p>○申請先 栄村役場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁危機管理部危機管理防災課 TEL:026-235-7184</p> </div>	危機管理部 (危機管理 防災課)
① 生活福祉資金の貸付け	<p>○支援の概要 被災者に対する特例措置として、緊急に小口資金の貸付けを行う</p> <p>○実施時期 平成23年3月22日から平成23年6月30日まで</p> <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄村に住所を有する世帯</li> <li>・<b>貸付限度額10万円以内</b> (世帯員に要介護者がいる、世帯員が4人以上いる等20万円以内)</li> <li>・<b>貸付利子:無利子</b></li> <li>・据置期間:1年以内</li> <li>・償還期限:据置期間経過後2年以内</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 栄村社会福祉協議会(栄村高齢者総合福祉センター2階) TEL:0269-87-3020</p> </div>	健康福祉部 (地域福祉課)
② 生活保護費等の支給	<p>○支援の概要 生活に必要な収入が得られない場合、最低限度の生活を保障するための生活保護費を支給</p> <p>○対象世帯 世帯収入と厚生労働大臣が定める基準によって算出した最低生活費を比較して、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たない世帯</p> <p>○その他の扶助 保護開始時において必要と認められる範囲で、布団、被服、家具什器などを一時扶助として支給</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信福祉事務所 TEL:0269-62-3943</p> </div>	

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>③ 県税の減免</p> <p>詳細は別紙2参照</p> <p>また「④税制改正による特例措置」が適用される場合がありますので、ご相談ください。</p>	<p>○支援の概要</p> <p><b>下記の県税について減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税:被災により自動車が使用できなくなったとき など</li> <li>・自動車取得税:使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき など</li> <li>・個人事業税:災害による事業用資産の損害金額が被災者の事業用資産の1/2以上である場合 など</li> <li>・不動産取得税:災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき など</li> </ul> <p>○申請に必要な書類 減免申請書、り災証明書ほか (税目や被害の状況により、必要書類が異なります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください)</p> <div data-bbox="384 622 1241 712" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信地方事務所税務課 TEL:0269-23-0204</p> </div>	<p>総務部 (税務課)</p>
<p>③ 県税の申告等の 期限の延長・ 徴収猶予</p>	<p>○支援の概要</p> <p>納税者からの申請に基づき、<b>被災の状況に応じて、県税の申告等の期限の延長や、徴収を猶予する</b></p> <p>○申請時期 状況が落ち着いたところで、申請の手続きをお願いします</p> <p>○申請に必要な書類 期限延長申請書または徴収猶予申請書、り災証明書ほか (被害の状況により、必要書類が異なります 詳しくは下記窓口へお問い合わせください)</p> <div data-bbox="384 1048 1315 1137" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県北信地方事務所税務課 TEL:0269-23-0204</p> </div>	
<p>④ 税制改正に係る 特例措置</p>	<p><b>被災者を支援するために設けられた税制上の特例措置は、長野県北部地震で被害を受けた方々についても適用されます。</b></p> <p>【例】・住宅や家財等の損失に係る所得税の雑損控除の特例措置 (平成22年分の所得での適用が可能。繰越し可能期間を3年から5年に拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例措置</li> <li>・災害により損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税の非課税措置 等</li> </ul> <div data-bbox="384 1451 1315 1675" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 国税関係(所得税・登録免許税等) 信濃中野税務署 電話0269-22-3151(自動音声でご案内します) 県税関係(不動産取得税、自動車取得税等) 県庁税務課 電話026-235-7046(直通) 市町村税関係(固定資産税・軽自動車税等) 栄村役場会計税務課 電話0269-87-3111(内線104)</p> </div>	
<p>⑤ 県営水道料金の減免</p>	<p>○支援の概要</p> <p><b>県営水道給水区域の県営住宅等に居住する被災者の水道料金を全額免除</b></p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付料を無料とする県営住宅や<b>長野市、上田市、千曲市の市営住宅等</b>に居住する方</li> <li>・県との協定により媒介手数料を無報酬とした民間住宅に居住する方</li> </ul> <p>○期間 <b>入居日から1年間</b></p> <p>○申請に必要な書類 県営水道料金減免申請書</p> <div data-bbox="384 2011 1315 2101" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 長野県企業局水道事業係 TEL:026-235-7381</p> </div>	<p>企業局 (水道事業係)</p>

(4)「雇用」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>① 雇用基金の活用による雇用確保</p> <p>② ハローワークと連携した就労支援</p>	<p>○支援の概要</p> <p>緊急雇用創出基金を活用した被災した求職者等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県及び栄村(近隣市町村を含む)において本年度計画済みの基金事業のうち、これから失業者を募集する事業について、<b>村内で被災した求職者を優先採用</b>するなどの配慮を行う</li> <li>■ 震災に伴う緊急雇用創出事業の要件緩和により追加された「震災対応事業」※について、県及び栄村(近隣市町村を含む)における事業化を行い、<b>村内の被災者を雇用する</b></li> <li>■ 雇用者の募集に当たっては、ハローワークと連携して求人・求職情報の共有と情報提供等を行う</li> </ul> <p>&lt;基金活用による事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄村による臨時職員の直接雇用</li> <li>○避難所・仮設住宅の運営、清掃、生活相談</li> <li>○被災した高齢者の自宅等の片づけ支援</li> <li>○災害廃棄物の分別や搬入管理</li> <li>○地域の安全パトロール</li> </ul> <p>※ <b>震災に伴う緊急雇用創出事業の要件緩和の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「震災対応事業」を追加し、被災した失業者に対する雇用・就業機会を創出・提供する事業を行う</li> <li>○「震災対応事業」について、次のとおり要件が緩和された <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃等の単純労務作業も対象となった</li> <li>・自治体の臨時職員としての雇用が可能となった</li> <li>・被災者の雇用期間が最長平成24年度末まで可能となった</li> <li>・既に基金事業で通算1年雇用された被災者の再度の雇用が可能となった</li> </ul> </li> <li>○対象となる失業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法適用地域(栄村)に所在する事業所の離職者又は当該地域(栄村)に居住していた求職者</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】  県庁商工労働部労働雇用課 TEL:026-235-7201</p> </div>	<p>商工労働部 (労働雇用課)</p>
	<p>≪農業分野での雇用確保≫</p> <p>○支援の概要</p> <p>緊急雇用創出基金(震災対応分野)を活用し、県が県内の農業法人等に、<b>被災者に対する農業への就業機会の提供</b>を委託し、雇用者の賃金等を助成(短期雇用者20名)</p> <p>○実施時期</p> <p>雇用期間は、当面、平成24年3月31日まで</p> <p>○助成額</p> <p>農業法人等が支払う賃金のうち、雇用者一人当たり月額13万円と雇用・労災保険料及び住宅費2万7千円を上限に助成</p> <p>○雇用者の募集</p> <p>ハローワーク又は(社)長野県農業担い手育成基金の求人情報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】  県庁農村振興課 TEL:026-235-7243・7245  (社)長野県農業担い手育成基金 TEL:026-231-6222</p> </div>	<p>農政部 (農村振興課)</p>

支援項目	復興支援の内容	所管部局
③ 職業訓練の 受講支援	<p>○支援の概要 被災を受けた求職者で職業訓練を希望する者に対して、ハローワークと連携し、民間活用委託訓練等の受講支援を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁商工労働部人材育成課 TEL:026-235-7199</p> </div>	商工労働部 (人材育成課)

(5)「保健・福祉」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 健康相談	<p>○支援の概要 ・各戸訪問等による村民の健康相談を実施中 ・家庭訪問等の結果を保健福祉事務所と役場で共有しその状況に応じて支援を行う</p> <p>○実施時期 栄村からの要望を踏まえ、当分の間、実施する</p> <p>○実施場所 栄村内の各家庭、必要に応じて北信保健福祉事務所管内の一時転居先等 (訪問地域は村保健師との役割分担による)</p> <p>○実施者 北信保健福祉事務所の保健師</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 北信保健福祉事務所健康づくり支援課 TEL:0269-62-6104</p> </div>	健康福祉部 (健康福祉政策課) (医療推進課)
② こころの健康相談	<p>○支援の概要 被災に伴い不安感や気分の落ち込み等が懸念されることから、被災者及びその家族を対象にした電話相談を実施中</p> <p>○実施時期 毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15</p> <p>○実施場所 長野県精神保健福祉センター(長野市)内</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県精神保健福祉センター TEL:026-227-1810</p> </div>	健康福祉部 (健康長寿課)
③ 児童のこころの ケア	<p>○支援の概要 被災した児童への心のケアが必要な場合に、児童相談所児童心理司等による相談等を実施中</p> <p>○実施時期 毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15</p> <p>○実施場所 下記長野県中央児童相談所にご連絡ください。詳細につきましてご相談させていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 長野県中央児童相談所 TEL:026-228-0441</p> </div>	健康福祉部 (こども・家庭課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 高齢者福祉 施設の災害復旧	<p>○支援の概要 復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と村・事業者との調整を行い、早期に復旧できるよう支援</p> <p>○対象施設 ・高齢者総合福祉センター(防火扉、屋根融雪用配管の破損等) ・特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ(給排水設備、浄化槽設備の破損等)</p> <p>○その他 現在、国と協議中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部健康長寿課介護支援室 TEL:026-235-7113</p> </div>	健康福祉部 (介護支援室)
⑤ 保育所 施設の災害復旧	<p>○支援の概要 復旧工事について、国の災害復旧事業の制度に基づき、県は国と村との調整を行い、早期に復旧できるよう支援</p> <p>○対象施設 北信保育園(建物の壁、扉、受水槽、ボイラー、トイレの破損等)</p> <p>○その他 現在、国と協議中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県庁健康福祉部こども・家庭課 TEL:026-235-7098</p> </div>	健康福祉部 (こども・家庭課)

#### (6)「生活安全」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 堺駐在所、水内 駐在所の早期 復旧	<p>○支援の概要 地域安全センター(拠点施設)としての機能を確保するため、堺駐在所・水内駐在所の早期復旧</p> <p>○被災状況 ・堺駐在所～外内装亀裂、給排水管破損等 ・水内駐在所～埋設給排水管破損、舗装面亀裂等</p> <p>○その他 最低限の地域安全センターとしての機能は維持しながら、早期完全復旧を図る (4月中に被害状況の詳細を確認し、秋を目途に完全復旧)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県警察本部地域課・会計課 TEL:026-233-0110</p> </div>	警察本部 (地域課) (会計課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
② 安全・安心パトロール、震災に便乗した悪質行為の取締り	<p>○支援の概要 被災者の生活をより安全・安心なものとするため、地域の再生の状況に応じて警察によるきめ細かな防犯対策を行うとともに、全国で震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺事件等が発生していることから、これらの犯罪に係る被害の拡大防止等を図る</p> <p>○取組み状況及び犯罪発生状況 ・被災直後から、避難住民に対する各種相談を受理するとともに、警察官やパトカー（青色パトカーを含む）による警戒、警ら活動や安全・安心パトロールを実施 ・4月6日には、長野中央署と本部振り込め詐欺対策室で被災者を装って義援金を騙し取った詐欺事件を検挙</p> <p>○その他 ・被災者の生活をより安全・安心なものとするため、今後も引き続き関係機関、団体等との連携を図り、地域の方々とともに、安全で安心して生活できる「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進 ・その他、震災の復旧・復興活動に便乗して違法行為が行われる恐れがあることから、警戒活動を強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【相談窓口及びお問い合わせ先】 県警察本部生活安全企画課 TEL:026-233-0110</p> </div>	警察本部 (生安企画課) (振り込め詐欺対策室) ほか
③ 運転免許証等の更手続きの延長	<p>○支援の概要 「東北地方太平洋沖地震」の特定非常災害指定に伴い、下水内郡栄村をはじめとした特定地域に住居を有する<b>運転免許証等の有効期限を延長</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【問い合わせ先】 ・運転免許証の有効期間の満了日の延長等を含めた、被災された方々の権利・利益の延長に関する詳細は、 <u>東北信運転免許センター TEL:026-292-2345</u> 又は、警察本部ホームページを参照してください。 ・猟銃の所持許可など、警察を窓口とする他の許認可についても、有効期間の延長や義務の不履行に対する免責がされる場合がありますので、詳細は、 <u>長野県警察本部 TEL:026-233-0110</u> ○生活安全企画課（警備業、古物商、質屋、探偵業関係） ○少年課（インターネット異性紹介事業関係） ○生活環境課（銃砲・火薬類・風俗営業関係）へ</p> </div>	警察本部 (東北信運転免許センター) (生安企画課) ほか

### (7)「教育」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 小・中学校の早期復旧支援	<p>○支援の概要 村が実施する小中学校の復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう事前調査を実施した。今後、雪解けの状況を見ながら早期に災害査定が行えるよう国に要請する</p> <p>○対象施設 栄小学校、栄中学校（現在校舎使用可能）</p> <p>○被害状況 ・校舎と体育館の壁面のひび割れ ・照明器具等の破損 ・プール配管の損傷</p> <p>○その他 ・事前調査を長野県建築士会の協力により実施済（3月15日）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局義務教育課 TEL:026-235-7424</p> </div>	教育委員会 (義務教育課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
② スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の心のケア	<p>○支援の概要 スクールカウンセラーが、支援対象校の児童生徒の震災ストレス等の状況を把握し、心のケアを行う また、福祉的支援が必要な場合は、保健師やスクールソーシャルワーカー等と連携して対応する</p> <p>○支援対象校 栄村内の小学校、栄中学校</p> <p>○実施時期 <b>4月15日から3か月程度</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局教学指導課心の支援室 TEL:026-235-7436</p> </div>	教育委員会 (心の支援室)
③ 社会教育施設の早期復旧支援	<p>○支援の概要 村が実施する社会教育施設の復旧工事について、災害復旧事業制度に基づき早期復旧ができるよう、国との連絡調整など災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○対象施設 栄村文化会館・公民館、栄村農村広場(多目的グラウンド)</p> <p>○被害状況 ・移動客席、音響・舞台設備等の損壊</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL:026-235-7441 " スポーツ課 TEL:026-235-7447</p> </div>	教育委員会 (文化財・生涯学習課) (スポーツ課)
④ 被災した文化財に対する支援	<p>○支援の概要 被災した県宝「阿部家住宅」の修理方法や県による支援について、所有者及び村とともに検討を進める</p> <p>○被害状況 土壁の剥落、一部建物基礎の沈下</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】 県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 TEL:026-235-7441</p> </div>	教育委員会 (文化財・生涯学習課)

#### (8)「産業」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 事業再開に向けた運転資金等の融資	<p>○支援の概要</p> <p><b>■経営健全化支援資金(災害対策)</b></p> <p>長野県北部等の地震により直接被害を受け、市町村のり災証明を受けた方に県制度資金(災害対策資金)の<b>貸付利率を0.5%引き下げる</b>(災害関係保証を利用できる方に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】3,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.3%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)、建物等12年以内(うち据置1年以内) 【運転資金】5年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>・信用保証料 県と市町村補助により<b>自己負担なし</b>(災害関係保証の利用)</li> <li>・取扱期間 平成23年3月28日から</li> </ul>	商工労働部 (経営支援課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>① 事業再開に向けた運転資金等の融資</p>	<p><b>■経営健全化支援資金(特別経営安定対策)</b>  長野県北部等の地震の影響を受け、業況が悪化している方を県制度資金(特別経営安定対策資金)の貸し付け対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①最近3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している方</li> <li>②製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方</li> <li>③平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方 等</li> </ul> </li> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.8%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】9年以内(うち据置1年以内)</b> <b>【運転資金】7年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>・信用保証料 県と市町村補助により0.44%以内 <b>セーフティネット保証利用の場合は、自己負担なし</b></li> <li>・取扱期間 <b>平成23年4月1日から</b></li> </ul> <p><b>■東日本大震災復興支援資金</b>  東日本大震災の影響を受け、事業活動に支障を来している方を対象に、県制度資金(東日本大震災復興支援資金)を創設する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定被災区域内※で地震・津波により直接の被害を受け、市町村のり災証明を受けた者</li> <li>②特定被災区域内の中小企業者で、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>③特定被災区域の事業者との取引関係により、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>④今般の震災に起因して急激な取引の減少(キャンセル等)が発生したことにより、売上等が著しく減少(▲15%)した者</li> </ul> </li> <li>※特定被災区域:災害救助法が適用された市町村等(長野県内では栄村が該当)</li> <li>・貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>・貸付利率 <b>年1.5%</b></li> <li>・貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置2年以内)</b> <b>【運転資金】8年以内(うち据置2年以内)</b></li> <li>・信用保証料 <b>県と市町村補助により自己負担なし</b></li> <li>・取扱期間 <b>平成23年5月23日から平成24年3月31日まで</b></li> </ul> <div data-bbox="363 1534 1334 1626" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】  県庁商工労働部経営支援課 TEL:026-235-7200</p> </div>	<p>商工労働部 (経営支援課)</p>
<p>② 経営継続への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援の概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のきのこや畜産等の経営・栽培技術の相談、復旧に向けた融資制度等の紹介</li> </ul> </li> <li>○実施時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者からの経営相談に随時対応</li> </ul> </li> </ul> <div data-bbox="363 1845 1324 1977" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】  北信農業改良普及センター TEL:0269-23-0221  県庁林務部信州の木振興課 TEL:026-235-7274</p> </div>	<p>農政部 (農業技術課) (園芸畜産課) (農村振興課)</p> <p>林務部 (信州の木振興課)</p>



支援項目	復興支援の内容	所管部局
② 農林産物の販売支援	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村の農業者や農業者団体が、都市圏等で農林産物を販売する際に、県外事務所や県外観光情報センター、県農政部や観光部等が協力して一緒になって販売支援及び観光PRを行う</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時：平成23年6月18日(土)、19日(日)</li> <li>・場所：「麻布十番農林産物祭り」 (東京都港区麻布十番商店街内『パティオ十番』広場)</li> <li>・内容：山菜等の販売</li> </ul> <div data-bbox="360 524 1324 654" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁農政部農業政策課農産物マーケティング室 TEL026-235-7217</p> </div>	農政部 (農業政策課)
③ 農業用施設の被災状況調査、早期復旧支援	<p>○支援の概要</p> <p>地震により被害を受けた農地・農業用施設を早急に復旧するため、事業主体である村に対して、災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の現地調査(4月20日～5月中旬) 県職員を派遣し、雪解けとともに現地調査を行い、早急に対応方針を決定する ※積雪のため、高標高地の一部は6月上旬以降の調査となる</li> <li>・応急対策の実施(5月上旬～) 応急工事等により今年の作付けが可能になるよう対策を講ずる</li> </ul> <p>○国庫補助のために必要な手続きの期限の延期</p> <p>積雪や余震により被害状況の把握に遅れが生じているため、国庫補助のために必要な手続きの期限(地震後60日以内)の延期を国に求めた(4月下旬)</p> <div data-bbox="352 1211 1324 1328" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁農政部農地整備課 TEL:026-235-7241</p> </div>	農政部 (農地整備課)
④ 林道施設災害の復旧	<p>○支援の概要</p> <p>地震により被害を受けた林道施設を早急に復旧し、従前の効用回復を図るため事業主体である村に対して、災害復旧業務の支援を行う</p> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の現地調査(5月9日～5月下旬) 雪解けにより現地の被災状況が確認できる状態となった路線から、順次、村と協働で現地調査を行い、被災状況により、国と災害査定の調整を図り、復旧工事を実施する</li> </ul> <p>○国庫補助のために必要な手続きの期限の延期</p> <p>積雪や余震により被害状況の把握に遅れが生じているため、国庫補助のために必要な手続きの期限(地震後60日以内)を延期するよう国に求めた(4月下旬)</p> <p>【参考】栄村における林道の整備状況(21年度末現在の現況) 23路線、延長77,671m</p> <div data-bbox="360 1874 1337 1977" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】 県庁林務部信州の木振興課 TEL:026-235-7274</p> </div>	林務部 (信州の木振興課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
<p>⑤ 復興に必要な木材・木質資材の確保支援</p>	<p>○支援の概要</p> <p>地震被災者の住宅建設等復興に向け、必要が予想される県産材製品、土木用資材及び合板を安定供給するため、村、森林組合等が締結した協定に県が参加する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合板については4月26日に「<b>長野県産認証合板確保のための覚書</b>」を取り交し、5月末までに、<b>合板2,000枚を森林組合へ供給済み</b></li> <li>地域の協定を支援するとともに、県有林からも率先して木材を供給(大岡県有林から約600m<sup>3</sup>の原木を供給)</li> <li>栄村、林業・木材産業関係団体、住宅関係(長野県建設部等)と情報を共有</li> <li>栄村からの依頼に基づく木材・木質資材の供給先である栄村森林組合と連携し、関係団体と協調のもと、上記取組みを進める</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁林務部信州の木振興課県産材利用推進室 TEL:026-235-7266</p> </div>	<p>林務部 (信州の木振興課県産材利用推進室)</p>
<p>⑥ 駅前商店街向け制度資金の貸付</p>	<p>○支援の概要</p> <p>長野県制度資金による再興に向けた必要な資金の貸付</p> <p><b>■経営健全化支援資金(災害対策)</b></p> <p>長野県北部等の地震により直接被害を受け、市町村のり災証明を受けた方に県制度資金(災害対策資金)の<b>貸付利率を0.5%引き下げる</b>(災害関係保証を利用できる方に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】3,000万円</b></li> <li>貸付利率 <b>年1.3%</b></li> <li>貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)、建物等12年以内(うち据置1年以内) 【運転資金】5年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>信用保証料 県と市町村補助により<b>自己負担なし</b>(災害関係保証の利用)</li> <li>取扱期間 平成23年3月28日から</li> </ul> <p><b>■経営健全化支援資金(特別経営安定対策)</b></p> <p>長野県北部等の地震の影響を受け、業況が悪化している方を県制度資金(特別経営安定対策資金)の貸し付け対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象者             <ol style="list-style-type: none"> <li>最近3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している方</li> <li>製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方</li> <li>平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方 等</li> </ol> </li> <li>貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>貸付利率 <b>年1.8%</b></li> <li>貸付期間 <b>【設備資金】9年以内(うち据置1年以内) 【運転資金】7年以内(うち据置1年以内)</b></li> <li>信用保証料 県と市町村補助により<b>0.44%以内</b> <b>セーフティネット保証利用の場合は、自己負担なし</b></li> <li>取扱期間 平成23年4月1日から</li> </ul> <p><b>■東日本大震災復興支援資金</b></p> <p>東日本大震災の影響を受け、事業活動に支障を来している方を対象に、県制度資金(東日本大震災復興支援資金)を創設する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象者             <ol style="list-style-type: none"> <li>特定被災区域内※で地震・津波により直接の被害を受け、市町村のり災証明を受けた者</li> <li>特定被災区域内の中小企業者で、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>特定被災区域の事業者との取引関係により、売上等が著しく減少(▲10%)した者</li> <li>今般の震災に起因して急激な取引の減少(キャンセル等)が発生したことにより、売上等が著しく減少(▲15%)した者</li> </ol> <p>※特定被災区域:災害救助法が適用された市町村等(長野県内では栄村が該当)</p> </li> <li>貸付限度額 <b>【設備資金】3,000万円 【運転資金】5,000万円</b></li> <li>貸付利率 <b>年1.5%</b></li> <li>貸付期間 <b>【設備資金】10年以内(うち据置2年以内) 【運転資金】8年以内(うち据置2年以内)</b></li> <li>信用保証料 <b>県と市町村補助により自己負担なし</b></li> <li>取扱期間 <b>平成23年5月23日から平成24年3月31日まで</b></li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁商工労働部経営支援課 TEL:026-235-7200</p> </div>	<p>商工労働部 (経営支援課)</p>

支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑦ 村とのタイアップによる積極的な誘客活動	<p>○支援の概要</p> <p>村が都市圏等で観光PRキャラバン等を実施する際に、県外観光情報センターや県観光部が協力して一緒になってPR活動を実施する</p> <p>○実施時期</p> <p>村のインフラ等がある程度復旧した後、必要に応じて随時実施</p> <p>■「信州を元気に がんばろう！日本『信州の観光元気宣言』」誘客宣伝活動を実施</p> <p>4月29日(金)、30日(土) (両日共10:00～16:00)JR長野駅自由通路において、信州の観光PRとともに、「栄村応援コーナー」を設置し、栄村の観光や製品のPRなどを実施</p> <p>■横浜開港祭へ栄村・野沢温泉村とともに出展(6月2日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁観光部観光振興課 TEL:026-235-7254</p> </div>	観光部 (観光振興課)

### (9)「インフラ」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局
① 県管理道路の応急措置及び早期復旧に向けた取り組み	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通を確保するために当面応急工事を実施するとともに、本格復旧を行うために必要な調査・設計を行う</li> <li>大型車等の通行規制を早期に解除するため、本格復旧工事に着手</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災直後から緊急に調査点検を実施</li> <li>通行が不可能な箇所については、可能な限り通行が確保できるように<b>応急仮工事を実施済み</b></li> <li>雪解け状況を見ながら、引き続き調査を実施予定(5月末まで予定)</li> <li><b>国道117号栄大橋、北沢橋など損傷が大きい箇所について、本格復旧工事を先行して実施予定(栄大橋は着手済み)</b></li> <li>県道長瀬横倉線は、スクールバスの運行が可能となるように応急工事、安全対策を4月12日までに実施済み。貝廻坂は<b>4月30日通行止め解除</b></li> </ul> <p>○箇所名、箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国道117号(野沢温泉村市川橋～新潟県境)栄大橋、北沢橋</li> <li>県道長瀬横倉(停)線(長瀬橋～秋山郷森宮野原(停)線交点)ほか1路線</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁建設部道路管理課 TEL:026-235-7301          河川課 TEL:026-235-7311</p> </div>	建設部 (道路管理課) (河川課)
③ 道路標識等の安全施設の早期復旧	<p>○支援の概要</p> <p>震災地域の道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図り、震災に起因する交通障害の防止を図るため、信号機や道路標識等の早期復旧</p> <p>○主な被災状況(国道117号、村道)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通信号機 2基～信号柱の傾斜等</li> <li>道路標識 13基～柱の傾斜等</li> <li>道路表示 1箇所(6.6Km)～路面の陥没、亀裂等</li> </ul> <p>○その他</p> <p>発災直後に応急的な対応を実施し、道路交通上の安全性は確保しているが、交通秩序の回復に向け、早期完全復旧を図る</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】          県警察本部交通規制課・会計課 TEL:026-233-0110</p> </div>	警察本部 (交通規制課) (会計課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
④ 急傾斜地崩壊危険区域(平滝地区)の被災斜面の早期復旧	<p>○支援の概要</p> <p>震災地域について、今後の降雨、融雪等により、崩壊が拡大する恐れがあるため、伸縮計や警報装置を設置した。なお、がけ崩れが拡大しないようブルーシートなどの応急対策を実施した</p> <p>5月上旬に、急傾斜地崩壊対策工事に一部着手</p> <div data-bbox="373 376 1321 479" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p> </div>	建設部 (砂防課)
⑤ JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保をJRに要望	<p>○支援の概要</p> <p>JR東日本長野支社に対し、JR飯山線の早期復旧と沿線住民の交通手段の確保を要望</p> <p>○要望時期及び対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月14日 交通政策課長がJR東日本長野支社に要望</li> <li>・3月17日 JR東日本長野支社が、「戸狩野沢温泉－森宮野原」間で救済バスの運行開始</li> <li>・4月1日 交通政策課長がJR東日本長野支社に要望</li> <li>・4月29日 JR飯山線 運転再開</li> </ul> <div data-bbox="373 757 1321 860" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁企画部交通政策課 TEL:026-235-7015</p> </div>	企画部 (交通政策課)
⑥ 中条川土石流対策の早期推進	<p>○支援の概要</p> <p>中条川上流流域内において山腹崩壊が発生し、河道内に大量の土砂が堆積しており、融雪や今後の降雨による土砂災害から、中条集落及び青倉集落、JR飯山線及び国道117号の公共施設を守るため、喫緊に必要な応急対策と治山谷止工、導流堤や砂防堰堤などの恒久対策工事を実施</p> <p>■中上流部(林務部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策(土石流センサー、応急導流堤の設置等) 3月19日着手、4月5日完了</li> <li>・3月26日住民説明会実施</li> <li>・4月19日災害対策検討委員会の設置</li> <li>・5月16日河道開削工事着手</li> <li>・恒久対策(平成23年度災害関連緊急治山事業)谷止工、導流堤等</li> </ul> <p><b>6月～7月着工、12月竣工予定</b> 以降、随時住民、関係者に情報提供を行う</p> <p>■下流部(建設部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恒久対策(平成23年度(補助)通常砂防事業)平成23年度事業着手、<b>平成24年度完成予定</b></li> </ul> <div data-bbox="373 1406 1321 1532" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁林務部森林づくり推進課 TEL:026-235-7271          県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p> </div>	林務部 (森林づくり推進課)  建設部 (砂防課)
⑦ 雪解け後に発生が懸念される地すべり等土砂災害対策の推進	<p>○支援の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震で地盤が緩んだ山地災害危険箇所及び土砂災害危険箇所等の点検を実施する</li> <li>・斜面崩壊、地すべり等から村民の人命・財産を守るために必要な箇所において山腹工、地すべり防止工事等を実施する</li> </ul> <p>○実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生箇所の復旧工事 6月～7月着工、<b>12月竣工予定(林務部)</b></li> <li>・土砂災害危険箇所等の点検 5月10日及び16日に61箇所を点検済</li> </ul> <p>このうち6箇所斜面や道路にクラックが発見されたことから、地すべりの動きを監視するための観測を実施中</p> <div data-bbox="373 1921 1321 2047" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【お問い合わせ先】          県庁林務部森林づくり推進課 TEL:026-235-7271          県庁建設部砂防課 TEL:026-235-7315</p> </div>	林務部 (森林づくり推進課)  建設部 (砂防課)

支援項目	復興支援の内容	所管部局
⑧ 被災した集会所への県産材を活用した建設支援	<p>○支援の概要</p> <p>木造公共施設の建設を支援するため、国等の補正予算編成の動向を注視しつつ必要な支援を講ずる</p> <p>【お問い合わせ先】 県庁林務部信州の木振興課県産材利用推進室 TEL:026-235-7274</p>	林務部 (信州の木振興課県産材利用推進室)

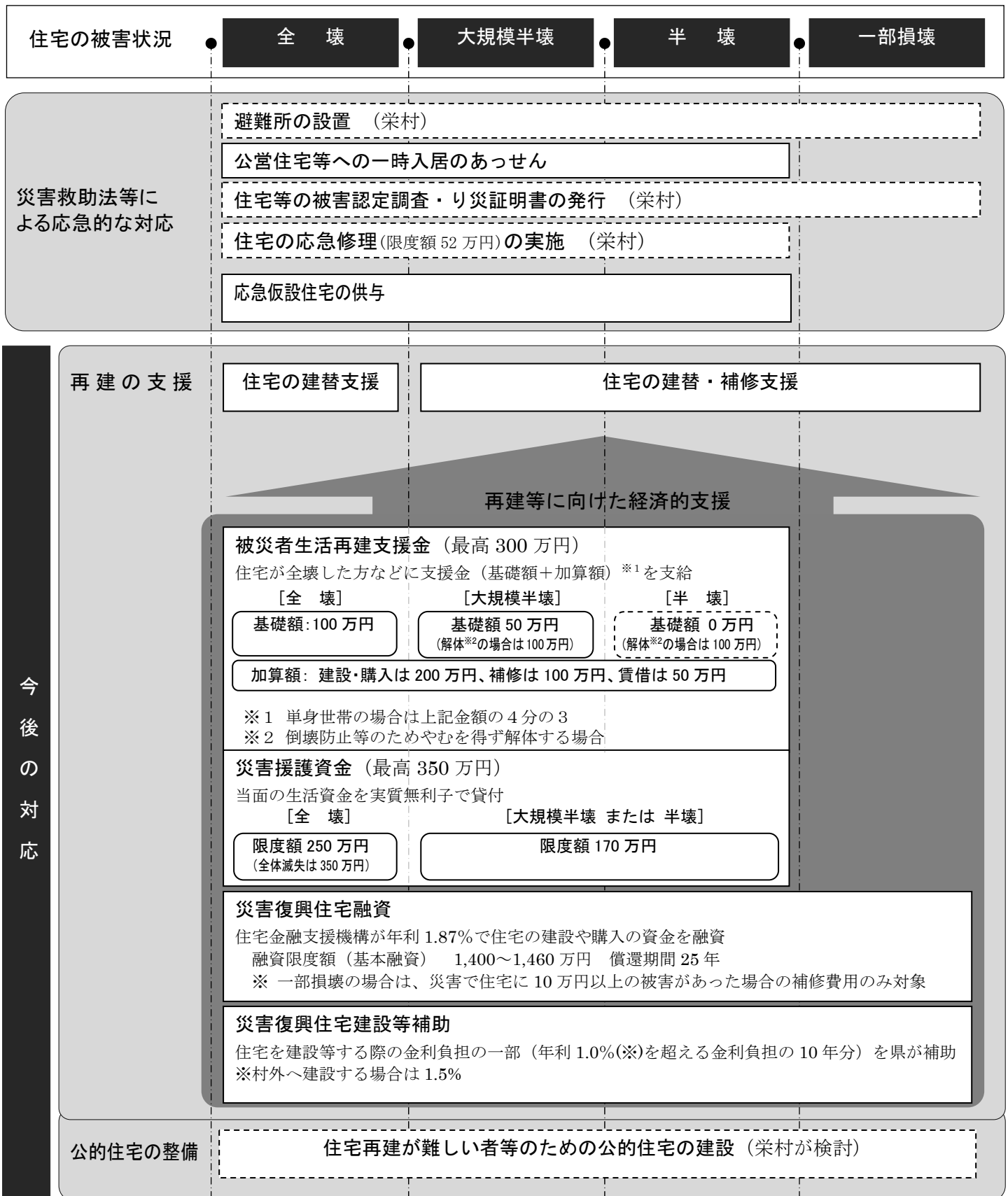
(10)「村の財政負担の軽減」に関する支援の内容

支援項目	復興支援の内容	所管部局																																											
① 普通交付税の繰上げ交付 特別交付税の拡充・特例交付等	<p>○支援の概要</p> <p>■普通交付税 総務省は、4月4日に普通交付税の4月概算交付及び6月分繰り上げ交付を実施 ※普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期(6月)を繰り上げて交付するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 長野県北部の地震により災害救助法が適用された栄村が対象</li> <li>・普通交付税交付額 4月概算交付額 415,762千円、6月繰上げ交付額 124,000千円 合計539,762千円</li> <li>■特別交付税の拡充・特例交付</li> <li>・災害対策に係る算定対象経費の拡充や災害対策に係る12月、3月算定対象経費の前倒しを国において検討中</li> <li>・国は、第1次補正予算により1,200億円の増額(5月2日予算成立)</li> </ul>	総務部 (市町村課) 関係部局																																											
② 村実施事業について有利な補助制度、起債の活用助言	<p>○支援の概要</p> <p>震災の影響による復旧工事等の村への財政支援について、村と県の関係部局との連絡を密にし、有利な国庫補助制度の活用や起債の活用など都度助言 ※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が5月2日に成立し、栄村についても対象となる。</p> <p>○主な村負担分の財政措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管部局</th> <th>項目名</th> <th>財政支援</th> <th>村負担分の財政措置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部</td> <td>老人福祉施設の災害復旧</td> <td>栄村高齢者総合福祉センター ・国1/2、県1/4、<b>村1/4</b> 特別養護老人ホーム フランスス 悠さかえ ・国1/2、県1/4、事業者1/4</td> <td>単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所の災害復旧</td> <td>北信保育園 ・国1/2、県1/4、<b>村1/4</b></td> <td>単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境部</td> <td>廃棄物の処理</td> <td>災害廃棄物の処理費用に対する補助 ・国1/2、<b>村1/2</b></td> <td>災害対策債 起債充当率 100% ※交付税算入率 100%</td> <td>(財政援助法により補助率の嵩上げあり)</td> </tr> <tr> <td>市町村設置型の浄化槽復旧</td> <td>1基当たりの被災額が40万円以上 ・国1/2、<b>村1/2</b></td> <td>地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100%</td> <td>(財政援助法により補助率の嵩上げあり)</td> </tr> <tr> <td>農政部</td> <td>農地・農業用施設災害復旧事業</td> <td>農地災害 ・国50%以上、<b>村50%以内</b> 農業用施設災害 ・国65%以上、<b>村35%以内</b></td> <td>補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%</td> <td>(1戸当たり事業費等に依り国庫補助率の嵩上げあり。激基指定の場合は、さらに補助率が嵩上げとなる)雪解けとともに被害状況調査中</td> </tr> <tr> <td>農政部 環境部</td> <td>農業集落排水施設の復旧</td> <td>災害関連農村生活環境施設復旧事業 ・国50%、<b>村50%</b></td> <td>地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 元利償還のための一般会計から特別会計への繰入額の50%を特別交付税措置 ※国において、一般会計からの繰出基準の特例を設け、当該繰出金について災害復旧事業債を充当できる制度を検討中</td> <td>(対象地域に災害があり、一定規模の被害額で激基指定の場合国庫補助率の嵩上げあり)破損状況調査中</td> </tr> <tr> <td>林務部</td> <td>林道施設災害復旧事業</td> <td>林道施設災害復旧事業 ・国50%・65%、<b>村50%・35%</b></td> <td>補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%</td> <td>(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)雪解けとともに被害状況調査中</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>公立学校施設災害復旧事業</td> <td>栄村小中学校施設設備の復旧 ・国2/3、<b>村1/3</b></td> <td>補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 100% 過年分 90% ※交付税算入率 95%</td> <td>(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ先】 県庁総務部市町村課 TEL:026-235-7065</p>	所管部局	項目名	財政支援	村負担分の財政措置	備考	健康福祉部	老人福祉施設の災害復旧	栄村高齢者総合福祉センター ・国1/2、県1/4、 <b>村1/4</b> 特別養護老人ホーム フランスス 悠さかえ ・国1/2、県1/4、事業者1/4	単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%		保育所の災害復旧	北信保育園 ・国1/2、県1/4、 <b>村1/4</b>	単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%		環境部	廃棄物の処理	災害廃棄物の処理費用に対する補助 ・国1/2、 <b>村1/2</b>	災害対策債 起債充当率 100% ※交付税算入率 100%	(財政援助法により補助率の嵩上げあり)	市町村設置型の浄化槽復旧	1基当たりの被災額が40万円以上 ・国1/2、 <b>村1/2</b>	地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100%	(財政援助法により補助率の嵩上げあり)	農政部	農地・農業用施設災害復旧事業	農地災害 ・国50%以上、 <b>村50%以内</b> 農業用施設災害 ・国65%以上、 <b>村35%以内</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%	(1戸当たり事業費等に依り国庫補助率の嵩上げあり。激基指定の場合は、さらに補助率が嵩上げとなる)雪解けとともに被害状況調査中	農政部 環境部	農業集落排水施設の復旧	災害関連農村生活環境施設復旧事業 ・国50%、 <b>村50%</b>	地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 元利償還のための一般会計から特別会計への繰入額の50%を特別交付税措置 ※国において、一般会計からの繰出基準の特例を設け、当該繰出金について災害復旧事業債を充当できる制度を検討中	(対象地域に災害があり、一定規模の被害額で激基指定の場合国庫補助率の嵩上げあり)破損状況調査中	林務部	林道施設災害復旧事業	林道施設災害復旧事業 ・国50%・65%、 <b>村50%・35%</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%	(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)雪解けとともに被害状況調査中	教育委員会	公立学校施設災害復旧事業	栄村小中学校施設設備の復旧 ・国2/3、 <b>村1/3</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 100% 過年分 90% ※交付税算入率 95%	(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)	
所管部局	項目名	財政支援	村負担分の財政措置	備考																																									
健康福祉部	老人福祉施設の災害復旧	栄村高齢者総合福祉センター ・国1/2、県1/4、 <b>村1/4</b> 特別養護老人ホーム フランスス 悠さかえ ・国1/2、県1/4、事業者1/4	単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%																																										
	保育所の災害復旧	北信保育園 ・国1/2、県1/4、 <b>村1/4</b>	単独災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 財政力に依り47.5%~85.5%																																										
環境部	廃棄物の処理	災害廃棄物の処理費用に対する補助 ・国1/2、 <b>村1/2</b>	災害対策債 起債充当率 100% ※交付税算入率 100%	(財政援助法により補助率の嵩上げあり)																																									
	市町村設置型の浄化槽復旧	1基当たりの被災額が40万円以上 ・国1/2、 <b>村1/2</b>	地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100%	(財政援助法により補助率の嵩上げあり)																																									
農政部	農地・農業用施設災害復旧事業	農地災害 ・国50%以上、 <b>村50%以内</b> 農業用施設災害 ・国65%以上、 <b>村35%以内</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%	(1戸当たり事業費等に依り国庫補助率の嵩上げあり。激基指定の場合は、さらに補助率が嵩上げとなる)雪解けとともに被害状況調査中																																									
農政部 環境部	農業集落排水施設の復旧	災害関連農村生活環境施設復旧事業 ・国50%、 <b>村50%</b>	地方公営企業等災害復旧事業債 起債充当率 100% ※交付税算入率 元利償還のための一般会計から特別会計への繰入額の50%を特別交付税措置 ※国において、一般会計からの繰出基準の特例を設け、当該繰出金について災害復旧事業債を充当できる制度を検討中	(対象地域に災害があり、一定規模の被害額で激基指定の場合国庫補助率の嵩上げあり)破損状況調査中																																									
林務部	林道施設災害復旧事業	林道施設災害復旧事業 ・国50%・65%、 <b>村50%・35%</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 80% 過年分 70% ※交付税算入率 95%	(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)雪解けとともに被害状況調査中																																									
教育委員会	公立学校施設災害復旧事業	栄村小中学校施設設備の復旧 ・国2/3、 <b>村1/3</b>	補助災害復旧事業債 起債充当率 現年分 100% 過年分 90% ※交付税算入率 95%	(激基指定国庫補助率の嵩上げあり)																																									

支援項目	復興支援の内容	所管部局
③ 東日本大震災復興宝くじの発売	<p>○「東日本大震災復興宝くじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売期間 平成23年7月30日(土)～8月9日(火)</li> <li>・発売額 300億円</li> <li>・価格 1枚 200円</li> <li>・発売地域 全国</li> <li>・抽せん日 平成23年8月11日(木)</li> </ul> <p>○「東日本大震災復興東京都宝くじ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売回数 5回(平成23年8月17日～9月27日)</li> <li>・発売額 25億円</li> <li>・価格 1枚 100円又は200円</li> <li>・発売地域 東京都</li> </ul> <p>※収益金の一部(3,000万円程度)が栄村に配分される予定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【お問い合わせ先】              県庁総務部財政課 TEL:026-235-7040</p> </div>	総務部 (財政課)

栄村における住まいの再建等に向けた支援のフロー

栄村居住確保対策チーム



※ 地震発生直後に実施した「応急危険度判定」は、余震等による二次被害を防ぐため、応急に建物の危険度を判定したものであり、り災証明のために建物の被害の程度を判定する「被害認定調査」とは目的や内容が異なる。

## 県税の減免制度について

### 1 自動車税（「軽自動車税」は市町村にお問い合わせください。）

（ケース 1）

（ケース 2）

どんなとき	自動車が使用できなくなったとき(※)	自動車の修繕が必要なとき （「修繕費」が「災害直前の自動車の価額」の15%以上の場合に限りです。）
減免等の内容	使用できなくなった日の翌月以降の自動車税を月割で減額	自動車税について減免額は、 $= \text{平成23年度の自動車税} \times \frac{\text{修繕費}}{\text{災害直前の自動車の価額}}$ 注：減免額は、税額の50%が上限。
提出する書類	・被災事実を証明できる書類	・被災事実を証明できる書類 ・自動車修理業者の修繕費の見積書 ・修繕費に補填される保険金等の書類 ・災害直前の自動車の価額に関する書類
持参するもの	印鑑（認め印可）	
申請期限	速やかに申請してください。	「災害のやんだ日」から30日以内
その他	この申請をしなくても、自動車を抹消したときは、抹消した日の翌月以降の自動車税は自動的に月割で減額されます。	・「災害直前の自動車の価額」は帳簿価格又はこれに準じ県が定める額です。 ・修繕費に補填される保険金等がある場合は、修繕費から保険金等を控除します。

※ 平成23年3月12日に発生した長野県北部地震の場合、23年度の自動車税については、5月2日に納税通知書を送付いたしますが、災害により使用できなくなった場合は、課税を取り消すことができますので、5月31日までに申し出てください。  
 なお、22年度の自動車税については減免の対象となりません。

### 2 自動車取得税

（ケース 1）

（ケース 2）

どんなとき	使用できなくなった自動車の代替自動車を取得したとき	車両登録日から1月以内に自動車が増失したとき
減免の内容	「災害のやんだ日」から3月以内に取得した自動車について、減免額は $= \text{被災自動車の被災直前の価額} \times \text{代替自動車に適用する税率}$	全額を減免
提出する書類	・被災事実を証明できる書類 ・自動車の抹消登録証明書（抹消登録ができない場合は、ご相談ください。）	
持参するもの	印鑑（認め印可）	
申請期限	代替自動車の車両登録日から30日以内	「災害のやんだ日」から30日以内

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。  
 ・「災害のやんだ日」はお問い合わせください。



### 3 個人事業税

	(ケース1)	(ケース2)																
どんなとき	災害による事業用資産の損害金額が、被災者の事業用資産の価格の2分の1以上である場合。	災害による住宅等資産の損害金額が、被災者の当該資産の価格の2分の1以上である場合。																
減免の内容	<table border="0"> <tr> <td>(事業所得)</td> <td>(減免割合)</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>⇒ 全額</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>⇒ 10分の5</td> </tr> <tr> <td>750万円超1000万円以下</td> <td>⇒ 10分の3</td> </tr> </table>	(事業所得)	(減免割合)	500万円以下	⇒ 全額	500万円超750万円以下	⇒ 10分の5	750万円超1000万円以下	⇒ 10分の3	<table border="0"> <tr> <td>(合計所得金額)</td> <td>(減免割合)</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>⇒ 10分の5</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>⇒ 10分の2.5</td> </tr> <tr> <td>750万円超1000万円以下</td> <td>⇒ 10分の1.5</td> </tr> </table>	(合計所得金額)	(減免割合)	500万円以下	⇒ 10分の5	500万円超750万円以下	⇒ 10分の2.5	750万円超1000万円以下	⇒ 10分の1.5
(事業所得)	(減免割合)																	
500万円以下	⇒ 全額																	
500万円超750万円以下	⇒ 10分の5																	
750万円超1000万円以下	⇒ 10分の3																	
(合計所得金額)	(減免割合)																	
500万円以下	⇒ 10分の5																	
500万円超750万円以下	⇒ 10分の2.5																	
750万円超1000万円以下	⇒ 10分の1.5																	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減免申請書（県規則様式第51号）</li> <li>・ 被災事実を証明できる書類</li> <li>・ 被災前・被災後の資産の価格を証する書類（当該資産にかかる帳簿の写し、修繕等に係る見積書又は請求書の写し等）</li> <li>・ 損害額に補填される保険金等がある場合は、その額を確認できる書類</li> </ul>																	
持参するもの	印鑑（認め印可）																	
申請期限	状況が落ち着いた後	状況が落ち着いた後																

〈注意〉・被災事実を証明できる書類は、市町村長等の証明書。これらの証明書を受けることができない場合は、ご相談ください。

### 4 不動産取得税（「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。）

	(ケース1)	(ケース2)
どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき （※取得不動産の代替性の認定を行います。）	不動産を取得した日から1ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額（固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格）を免除	
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村長、消防署長等の罹災証明書</li> <li>・ 被災不動産の登録価格の証明書</li> </ul>	
持参するもの	印鑑（認め印可、法人の場合は代表者印）	
申請期限	取得した代替不動産の納期限前7日まで	被災した不動産の納期限前7日まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合を言います。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であることを原則とします。  
（住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等）  
「代替性の認定」の詳細についてはお問い合わせください。

#### ＜＜申請・お問合せ先＞＞

申請・問合せ先	電話（直通）	所在地
北信地方事務所税務課	0269-23-0204	〒383-8515 中野市大字壁田 955

【栄村の復旧・復興支援に向けた総合的なお問合せ先】

## 栄村生活再建支援本部

TEL: 0269-23-0201

FAX: 0269-23-0256

Eメール: [hokuchi-seisaku@pref.nagano.lg.jp](mailto:hokuchi-seisaku@pref.nagano.lg.jp)

(事務局: 北信地方事務所地域政策課)

## 長野県北部地震 栄村生活再建支援本部設置要綱

### (設置)

第1条 長野県北部地震により甚大な被害を受けた下水内郡栄村(以下「村」という。)が早期に復旧することを目指し、村と連携しながら、部局横断的に県全体としてきめ細やかな支援を迅速に行うため、長野県北部地震 栄村生活再建支援本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、村の復旧・復興に向けた施策の総合的な調整及び効果的な推進に関する事務をつかさどる。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、北信地方事務所長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、本部会議の議長となる。

4 本部長を補佐するため、副本部長を置く。

5 副本部長は、北信地方事務所副所長、北信保健福祉事務所長、北信農業改良普及センター所長、北信建設事務所長及び北信教育事務所長をもって充て、本部長が不在のときは、副本部長の中から本部長が予め指名する者がこれを代理する。

6 本部員は、副本部長が属する機関の次長又は課長及び北信地方事務所企画幹(災害対策担当 栄村駐在)の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

### (事務局)

第5条 本部の事務局を北信地方事務所地域政策課に置く。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。